

Cipher-X サービス約款

第1条（約款の適用）

1. この Cipher-X サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービスである「Cipher-X」（以下、「本サービス」といいます。）に適用される基本サービス約款です。
2. 利用者は当社の定める基本約款及び本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（申込条件及び利用条件）

1. 本サービスは、次の各号のいずれかに該当する者のみが申込みをすることができます。申込者が次の各号のいずれにも該当しないと当社が判断した場合は、当社は、申込みを拒絶することがあります。
 - (1) 国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人（これらに準じるものと当社が認める法人を含みます。）
 - (2) 前号に該当する者をエンドユーザーとして本サービスを利用させる法人
2. 前項第2号に該当する者（以下、「2号該当者」といいます。）は、自らが第三者から情報を収集する目的で本サービスを利用することはできません。2号該当者は、前項第1号に該当する者（以下、「1号該当者」といいます。）をエンドユーザーとして本サービスを利用させる目的においてのみ、本サービスの利用契約の当事者となることができるものとします。

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、次の各号の内容から構成されます。
 - (1) 本フォーム
利用者が第三者から情報を収集するためのウェブフォーム（ウェブページ上で情報を入力し送信することができるものをいい、以下、「本フォーム」といいます。）の提供
 - (2) 情報の暗号化及び暗号鍵の保管
本フォームを利用して送信された情報（個人情報を含みますが、これに限りません。以下、「本データ」といいます。）の暗号化、及び当該暗号化された情報の復号に要する暗号鍵の管理
 - (3) 暗号鍵の消去及び消去証明書の発行
本フォームの利用終了後における暗号鍵の消去、及び当該暗号鍵の消去を証明する証明書（以下、「消去証明書」といいます。）の発行
2. 当社は、本サービスのうち、前項第2号に定める本データの暗号化及び暗号鍵の保管、並びに前項第3号に定める暗号鍵の消去を、キャノン IT ソリューションズ株式会社（以

下、「本提携先」といいます。)が提供する「Cipher Security Service」により行うものとします。

3. 第1項第3号に定める消去証明書は、データ適正消去実行証明協議会(以下、「本認証元」といいます。)に対して当社が発行を求め、本認証元が発行するものです。

第4条(本フォームの利用)

1. 利用者は、本フォームにより第三者から情報収集を行う目的ごとに個別のフォームを利用するものとします(第三者から情報収集を行う目的とは、アンケートの回答の収集、イベントの参加申込みの受付等を含みますが、これらに限りません)。申込者は、フォームごとに利用契約の申込みを行うものとし、1個のフォームの利用につき1個の利用契約が成立するものとします。
2. 管理画面はフォームごとに付与されるものとし、利用者は、当該管理画面において、本フォームによる情報収集の開始及び終了、並びに本データの閲覧及び集計(以下、これらを総称して「本フォームの利用」といいます。)を行うことができます。
3. 利用者は、利用中のフォームの利用を終了する場合、管理画面からフォームの削除を行うものとします。利用者がフォームを削除した以後は、利用者は本データの閲覧その他の当該フォームの利用を一切することができません。

第5条(暗号鍵の削除及び消去証明書の発行)

1. 利用者が本フォームを削除した場合、当社は、暗号鍵を削除のうえ、本認証元に対して消去証明書の発行を求めるものとします。当社は、本認証元から消去証明書を受領次第、利用者に対して消去証明書を送付するものとします。

第6条(利用開始日)

1. 本サービスの提供は、基本約款の利用契約の締結の規定に基づき本サービスの利用契約が有効に成立した日を利用開始日として、同日から開始されます。

第7条(最低利用期間)

1. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、本サービスの最低利用期間はないものとします。

第8条(利用料金及び支払期限)

1. 利用者は、基本約款における支払期限の規定にかかわらず、以下に定める利用料金を、以下に定める支払期限までに当社に支払うものとします。

| 利用料金の内訳 | 支払期限 |
|----------|------|
| (1) 初期費用 | |

| | |
|---|---|
| 本サービスの提供準備に係る対価をいいます。 | 利用契約締結日の属する月の翌々月の末日までに支払うものとします。 |
| (2) 継続利用料 ア. 第3条第1項第1号及び第2号の継続利用に係る対価 イ. 第3条第1項第3号に係る対価 | ア. 利用開始日から本フォームを削除するまでの間、毎月1日から末日までの継続利用料を、その翌々月の末日までに支払うものとします。 イ. 利用者が本フォームを削除した日の属する月の上記ア. の継続利用料に含まれるものとします。 |

2. 前項第2号ア. の継続利用料は、利用開始日の属する月及び本フォームを削除した日の属する月についてそれぞれ1ヶ月分発生し、日割り計算はしないものとします。

第9条（契約の終了）

1. 本サービスの利用契約は、当社が利用者から最終の利用料金を受領した時又は当社が利用者に対して消去証明書を送付した時の、いずれか遅い時点をもって終了するものとします。

第10条（データの取扱い）

1. 本データは、日本国内所在の当社が運営するデータセンターに保管されます。
2. 当社は、本データを取り扱わないものとします。当社は、委託先に本データへアクセスさせないほか、当社の従業員のうち本データにアクセスできる者を必要最小限に制限したうえで、認証その他の適切なアクセス制御を行うものとします。
3. 利用者は、本フォームにより個人情報を収集する場合、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令、ガイドライン又は条例等により必要とされる同意の取得その他の必要な措置を自ら講じなければならないものとします。
4. 利用者は、本フォームにより送信される個人情報の取得及び利用は、利用者自身が行うものであり、当社は当該個人情報の取得及び利用に一切関与するものでないこと、並びに当該個人情報に関する本人からの問い合わせ、苦情又は請求等に対して当社は対応を行わず、利用者自身がこれに対応するものであることを、予め理解のうえ承諾するものとします。

第11条（業務の委託）

1. 当社は、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

第12条（禁止事項）

1. 利用者は、基本約款に定める禁止事項に加え、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。
 - (1) 1号該当者が本サービスを自己の業務以外の目的に利用すること、並びに2号該当者が自らが第三者から情報を収集する目的で本サービスを利用すること及び1号該当者以外の者に本サービスを利用させる行為
 - (2) 本サービスを利用して、個人情報の保護に関する法律第2条第2項に定める個人識別符号及び同条同項第3項に定める要配慮個人情報、並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療、性生活及び銀行口座情報に関する情報（これらに類するものと当社が判断するものを含みます。）を収集する行為
 - (3) 本サービスを利用することによりアクセス又は入手可能な本提携先又は第三者の保有する情報、コンテンツ、データ、データベース又はソフトウェア等を改ざん又は消去等する行為
 - (4) その他、当社又は本提携先が不適切であると判断する行為

第13条（非保証、免責）

1. 当社は、本サービスの提供に関し、利用者に対し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証（特定目的への適合性、機能及び効果の有効性、サービスの品質、脅威に対する安全性、商品性、完全性、正確性、第三者の権利の非侵害性並びに当社サービスの定常的な提供等も含まれますが、これらに限りません。以下、本条において同じとします。）も行わないものとします。
2. 消去証明書は、本認証元が定める認証基準に基づいて発行されるものであり、当社は消去証明書について、いかなる保証もせず、消去証明書の利用に関連して利用者が生じた一切の損害について何ら責任を負いません。

第14条（提供の中断）

1. 本提携先又は本認証元（以下、総称して「本提携先等」といいます。）の提供するサービス又は認証に係る設備等の保守、工事、移設その他の本提携先等の都合により、本サービスの全部又は一部の提供が中断されることがあり、利用者は予めこのことを承諾するものとします。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供が中断されることを知った場合には、利用者に対して通知するよう努めますが、当該提供の中断及び当該通知の遅延について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第15条（本サービスの内容の変更及び提供の廃止）

1. 当社は、本提携先等の解散又は本提携先等によるサービス若しくは認証の内容の変更若

しくは廃止等の事情により、本サービスの内容の変更又は廃止をする場合があります。当社はこれらについて、遅滞なく利用者に対して通知するよう努めますが、当該変更又は廃止、並びに当該通知の遅延について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第16条（第三者との紛争）

1. 利用者の本サービスの利用に起因して、第三者（本提携先等を含みますが、これらに限られません。）と利用者との間に発生した紛争に関し、当社は一切責任を負わず、利用者が自らその責任と費用負担において解決するものとします。

附則

第1条（適用開始）

この約款は、2025年3月6日に制定され、同日より適用されます。